

令和2年度調達等合理化計画の実施状況に対する自己評価

評価指標	実施した取組内容及びその効果	目標の達成状況	実施において明らかになった課題と今後の対応方針
【2(1)】 一者応札件数割合：10%未満	予定価格の金額に応じた競争参加資格要件の緩和を行ったほか、公告期間の延長（従前の原則10日以上→20日以上を確保）を実施し、数多くの業者が入札等に参加できるように競争性の確保に努めた。	令和元年度：3件/44件（6.8%） 令和2年度：3件/32件（9.4%） 令和元年度と比べると、契約件数は44件から32件に大きく減ったものの、一者応札の件数については、昨年度同様3件に留まった。一者応札件数割合としては、10%を下回っており、目標を達成している。一者応札が生じてしまう理由としては、契約内容の独自性や、コロナ禍の機材の入手困難により一部の工事において応札者が集まらなかったことが大きな要因と考えられる。	手続きを早期に行うようにするとともに、仕様作成の担当と事前に情報共有を図っていくこととする。 また案件により業者への積極的な声掛けを行う等の方法を用いる。 仕様における特定性の排除。 入札参加資格要件の緩和 会場借上げや契約を秘密にする必要がある契約 → 随意契約
【2(2)】 前年度比単価・経費の節減額	国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び本機構の4法人で、物品の共同調達を実施した。	4法人においては、17業務について共同調達等を実施した。調達数量をまとめたことによるスケールメリットが働き、非常食、古紙の溶解等の単価の抑制に効果があった。 また、筑波大学等8機関でコピー用紙・トイレトペーパーの共同調達を実施した。 経費の節減を図ることができた。	引き続き共同調達を行い、経費の削減を図る。
【3(1)】 監査室による点検実績等	業務監査及び会計監査を、書面監査、実地監査により実施した。 今年度においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、他法人の監査を加えて実施することは中止した。	計画に定めた各項目について、業務監査、会計監査の中で点検を実施した。 計画通り点検を実施できた。	引き続き、他法人の監査員を加えて実施することとしている。 監査の実施時期、実施方法について検討する必要がある。
【3(2)】 契約検証チームによる点検実績等	新たな随意契約の案件について契約検証チームによる点検を実施した。 会計規程における「随意契約にすることができる事由」に該当する案件の点検を行ったほか、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受け、その結果、公正性・公平性・透明性を確保することができた。	令和2年度に対象となった以下の11件について点検を行った。 第1回（令和2年4月7日） ・テレワーク用ノートPC ・テレワーク用モバイルルーターの回線使用料 ・テレワーク用ノートPCへのソフトウェアインストール作業一式 第2回（令和2年4月24日） ・情報担当者の紹介料 第3回（令和2年7月3日） ・研修系専用回線接続サービス 第4回（令和2年8月21日） ・教員資格認定試験関係業務 第5回（令和2年12月23日） ・「学びばこ」のシステム改修 第6回（令和3年2月12日） ・タブレットPCの賃貸借（レンタル） ・研修系ネットワークにおける無線LANシステム保守 ・情報システム一式 ・情報システムセキュリティ強化対策一式	随意契約に当たっては、契約の相手方が一者しかあり得ないのか、参加資格や条件が適切か、仕様内容等が妥当か等について引き続き検証チームにより、厳格に検証していくこととする。
【3(3)】 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組の実施結果	調達に関して、不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組として契約事務処理マニュアルを職員へ周知し、意識付けの徹底を行った。	令和2年度において不祥事が発生することはなかった。	今後も必要に応じて牽制体制の整備や規程及びマニュアル等の見直しを行い、周知徹底を図るとともに情報共有に努めていくこととする。